

# 静岡市みどり条例の概要

平成 27 年 4 月 1 日

静岡市 緑地政策課

# 目次

## 第1章 総則

- 1. 条例の目的 . . . . . P2
- 2. 条例における用語の定義 . . . . . P2
- 3. 基本理念 . . . . . P2
- 4. 市の責務 . . . . . P3
- 5. 市民の責務 . . . . . P3
- 6. 事業者の責務 . . . . . P3

## 第2章 みどりの基本計画

- 7. みどりの基本計画 . . . . . P4
- 8. みどりの基本計画の策定手続 . . . . . P4
- 9. 緑化重点地区 . . . . . P4

みどりの  
目標や思想



## 第3章 みどりの保全と緑化の推進

### ●保存樹木等

- 10. 保存樹木等の指定 . . . . . P5
- 11. 指定の除外 . . . . . P5
- 12. 保全義務 . . . . . P5
- 13. 行為の届出 . . . . . P5
- 14. 指定の解除 . . . . . P5
- 15. 助成 . . . . . P6
- 16. 助言等 . . . . . P6
- 17. 立入検査 . . . . . P6



### ●公共建築物、事業所等の緑化

- 18. 公共建築物の緑化 . . . . . P7
- 19. 事業所等の緑化 . . . . . P7
- 20. 緑化に関する協議 . . . . . P8
- 21. 優良緑化建築物の認定・表彰 . . . . . P8

### ●緑地協定

- 22. 緑地協定 . . . . . P8

## 第4章 市民等との協働



- 23. 市民との協働 . . . . . P9
- 24. 人材の育成 . . . . . P9

## 第5章 審議会

- 25. 静岡市みどり審議会 . . . . . P9
- 26. 組織 . . . . . P9

## 第6章 雑則

- 27. 勧告 . . . . . P10
- 28. 公表 . . . . . P10
- 29. 委任 . . . . . P10
- 30. 施行日 . . . . . P10

この条例で  
推進すること



## 第1章 総則 (基本的な考え方の部分)

### 1. 条例の目的 (第1条)

この条例は、みどりの保全や緑化の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、みどりの保全や緑化の推進に係る基本的施策を示し、総合的かつ計画的に推進することにより、良好な生活環境の形成を図り、もってみどり豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

### 2. 条例における用語の定義 (第2条)

#### <緑地>

樹林地、草地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

その状況がこれらに類する土地 とは  
都市公園、広場、運動場、街路樹、河川及びその他の施設的な土地及び空間など

#### <みどり>

緑地と緑地が持つ機能、効果、価値を合わせたものをいう。

#### <緑化>

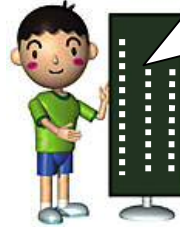
みどりを創出するための人為的な行為をいう。

### 3. 基本理念 (第3条)

みどりの保全及び緑化の推進は、

- 人と自然が共生し、安全で快適な生活を享受できるまちづくりのため
- 後世に残るみどりを築くため
- 市、市民及び事業者が協働のもとに行わなければならない。

第1章は、  
こんなことが書いてあります。



第1章の「総則」では

- この条例の目的
- 言葉の定義
- 基本理念 (考え方)
- 市とみなさんの責務を定めます。

ここでは、  
この条例によく出てくる  
言葉の意味を示しているよ！



ここでは  
みどりの保全と緑化の推進について、  
「こうあるべきだという根本的な考え方」  
を示しているよ。



#### 4. 市の責務（第4条）

##### <条例の概要>

市は、良好な生活環境を確保するため、みどりの保全及び緑化の推進について、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

#### 5. 市民の責務（第5条）

##### <条例の概要>

市民は、自らが緑化の推進を担う主体と認識し、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 6. 事業者の責務（第6条）

##### <条例骨子案>

事業者は、その事業活動の実施に関し、地域の特性に十分配慮し、積極的にみどりの保全と緑化の推進に努め、市が実施するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

ここでは、  
みどりの保全と緑化の推進について  
市、市民、事業者のそれぞれが  
「やるべきこと！」  
を示しているよ。



## 第2章 みどりの基本計画 (基本的な考え方の部分)

### 7. みどりの基本計画 (第8条)

#### <条例の概要>

市は、みどりの保全及び緑化の推進を図るため、都市緑地法第4条第1項に規定する基本計画として、みどりの基本計画を定めるものとする。

### 8. みどりの基本計画の策定手続 (第8条)

#### <条例の概要>

市は、みどりの基本計画を策定し、変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるとともに、みどりに関する審議会の意見を聴かなければならない。

### 9. 緑化重点地区 (第9条)

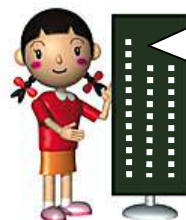
#### <条例の概要>

市長はみどりの基本計画において、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を定めることができる。

※ 緑化重点地区に定める内容 とは、

- (案)・緑化重点地区の区域
- ・緑化の推進に関する基本方針及び目標
- ・緑化の推進に係る計画
- ・その他必要な事項

第2章は  
こんなことが書いてあります。



静岡市では、  
みどりの将来像を示す  
「みどりの基本計画」  
を必ず定めます！



「みどりの基本計画」ってなに？



「みどりの基本計画」とは、  
都市緑地法第4条に根拠をおく、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。  
みどり豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の保全、公園の整備、民有地の緑化の推進など、「みどり全般」について、静岡市の将来あるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画です。

### 第3章 みどりの保全と緑化の推進 (具体的な施策の部分)

#### ●保存樹木等

#### 10. 保存樹木等の指定 (第10条)

##### <条例の概要>

市長は、都市計画区域内において、都市の健全な環境の維持及び向上のため、特に保存する必要があると認める樹木等で規則に定める基準に適合するものを指定することができる。

※ 規則に定める基準 とは、

政令に定める樹木の規模の基準に加え、地域に親しみのある樹木として、地域コミュニティに重要なものを指定する。

また、市長は、保存樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置するものとする。

#### 11. 指定の除外 (第11条)

みどりの保全に関する他の法令等により、既に指定を受けている樹木等は、保存樹木等の指定について適用しない。

#### 12. 保全義務 (第12条)

保存樹木等の所有者は、樹木等の枯死や損傷を防止に努め、大切に保全しなければならない。

#### 13. 行為の届出 (第13条)

所有者は、所有者等の変更、枯死、伐採、病虫害等の事由が発生したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

第3章は  
こんなことが書いてあります。



第3章の「みどりの保全と緑化の推進」では、具体的な制度を定めます。

- 保存樹木等
- 建築物の緑化
- 緑地協定



「保存樹木等」ってなに？



保存樹木等とは、

静岡市の都市計画区域内において、都市の健全な環境維持及び向上のため、市の基準により、市長の指定を受けた、巨樹、古木又は樹木の集団をいいます。

保存樹木等は、「地域のランドマーク」や「市民の注目を集めるみどり」として活用され、その保全行為については、市がその費用の一部を助成します。



#### 14. 指定の解除（第14条）

市長は、保存樹木等が滅失、枯死、その他の公益上の特別な理由などにより、指定の理由が消滅した場合、指定を解除することができる。

#### 15. 助成（第15条）

##### <条例の概要>

市長は、保存樹木等の保存に関し必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該費用の一部を補助することができる。

※ 補助については、

「保存樹木等の補助に関する要綱」

に定めます。

#### 16. 技術的支援（第16条）

市長は、保存樹木等が病虫害又は損傷を受けたとき、所有者に対し、助言を行う者の派遣、実地調査などの技術的な支援を行うことができる。

#### 17. 立入調査等（第17条）

市長は、保存樹木等の調査のため必要と認めるときは、当該職員を、あらかじめ所有者等に通知し、立入調査させることができる。



「助成」ってどんなこと？



保存樹木等の維持保全に必要な行為に要する費用の一部を、市が負担します。

例えば

- ・ 枝折れなどの危険な状況の回避
- ・ 日常では管理できない高所の枝払い
- ・ 健康状態の確認や適切な措置 など



（例）高所枝払い作業の様子

●公共建築物、事業所等及び地域の緑化

18. 公共建築物の緑化（第18条）

＜条例の概要＞

都市計画区域において、市が庁舎、学校、公営住宅などの公共建築物を設置する際には、規則に定める緑化の基準に基づき緑化しなければならない。

※ 規則に定める緑化の基準 とは、敷地面積の5%以上を義務化

また、公共建築物を設置する際には、規則に定める緑化の目標の実現に努めるものとする。

※ 規則に定める緑化の目標 とは、敷地面積の15%以上に努める

19. 事業所等の緑化（第19条）

＜条例の概要＞

都市計画区域において、事業者等は規則で定める規模以上の住宅（マンション）、商業施設、業務施設、工場及び事業所などを設置する際には、規則に定める緑化の基準に基づく緑化に努めるものとする。

※ 規則に定める規模 とは、敷地面積が1,000㎡以上の事業所等

※ 規則に定める緑化の基準 とは、敷地面積の5%以上に努める（努力義務）

また、規則に定める緑化の目標の実現に努めるものとする。

※ 規則に定める緑化の目標 とは、敷地面積の10%以上に努める

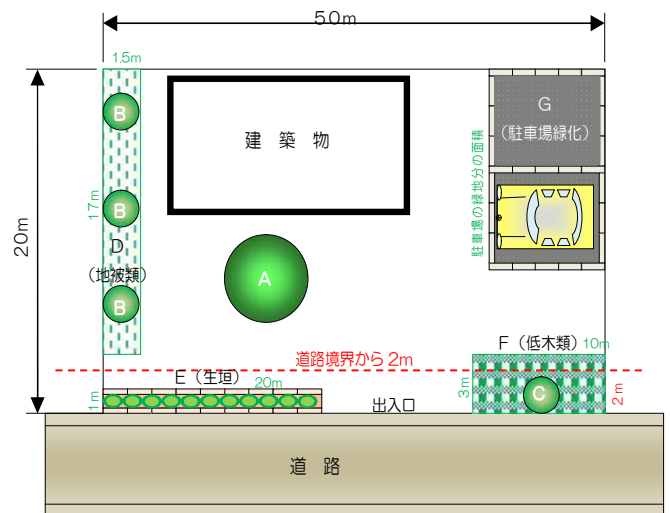


どんな「緑化」をすればいいの？



あらゆる「みどり」を緑化面積に算入できます！

☆優良な緑化イメージ（平面図）

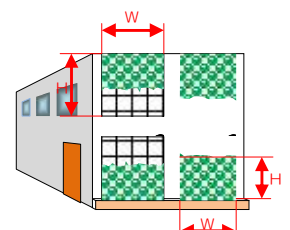
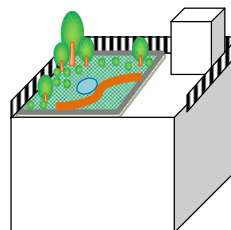


緑化の例としては

- ・樹木 ・生垣 ・花壇
  - ・大型プランター ・植物棚
  - ・芝張り ・駐車場緑化
- などが挙げられます。



●ほかにも屋上緑化や壁面緑化もOK！





## 20. 緑化に関する協議（第20条）

### <条例の概要>

公共建築物又は、事業所等を設置しようとする者は、あらかじめ、当該敷地内にける緑化に関する計画を作成し、市長と協議しなければならない。

※ 緑化面積の算定方法などについては、手引書などを別に定めます。

## 21. 優良緑化建築物の認定・表彰（第21条）

### <条例の概要>

緑化目標以上の緑化が施された公共建築物や事業所等を、事業者等の申請により、「優良緑化建築物」として認定・公開し、広く周知することができる。

また、特に優れているものは表彰の対象とすることができる。

※「公開の方法」については、規則等で定める。  
インターネットによる閲覧、庁舎内での閲覧など

### ●緑地協定

## 22. 緑地協定（第23条）

### <条例の概要>

土地所有者等は、都市緑地法第45条第1項に基づく、「緑地協定」について締結の促進を図るとともに、その実施に関し、必要な助言及び支援をすることができる。



認定・表彰となるケースは？



緑化目標を超える緑化が施されたものを優良緑化建築物に認定できます。

（緑化目標）

※敷地面積に対する緑地面積の割合が

**公共建築物 15%以上**

**事業所等 10%以上**

そのうち、特に優れている事業所等を表彰の対象とします。



「緑地協定」って何？



静岡市の都市計画区域内における相当規模の一団の土地（通常は、自治会単位や街区単位）について、その地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等全員の合意により、みどりに関する事項の地域独自のルールを定める制度です。

## 第4章 市民等との協働 (個別条例の役割)

### 23. 市民等との協働 (第24条)

#### <条例の概要>

市長は、市民及び事業者との相互の連携及び協働により、みどりの保全及び緑化の推進に係る運動(みどりのまちづくり運動)を積極的に行うものとする。

※例として以下のような活動の充実を図ります。

- ・みどりに係る情報の受発信
- ・市民参画(ワークショップ等)による、公園、緑地の計画づくり
- ・イベントの充実(園芸市、花いっぱい全国大会)
- ・緑化活動の表彰(花壇コンクール)
- ・市民との協働によるみどりの維持管理(150号花壇、沈床園、道路サポーターなど)
- ・花苗・球根・種などの配布 など

### 24. 人材の育成 (第25条)

市長は、みどりのまちづくり運動において中心的な役割を担う人材や市民団体の育成強化に努めるものとする。

## 第5章 審議会 (個別条例の役割)

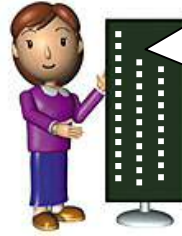
### 25. 静岡市みどり審議会 (第26条)

保存樹木の指定をはじめ、みどりの保全及び緑化の推進に関する重要事項について調査審議するため、市長の付属機関として静岡市みどり審議会を置く。

### 26. 組織 (第28条)

- ・委員は10人以内とする。
- ・委員は市長が委嘱する。
- ・委員の任期は2年以内とする。

## 第4章には こんなことが書いてあります。



第4章「市民等との協働」では、  
官民が連携して、  
・これまでの事業の継続  
・新たな緑化の推進  
を図っていく  
姿勢を示します。



具体的には、どんな事業があるの？



左の列の枠内に示すような事業を推進します。



園芸市



緑化講習会



花苗配布



市民と協働の花壇づくり



## 第5章では こんなことが書いてあります。



第5章では、  
・保存樹木等の指定  
・優良緑化建築物の審査  
・その他のあらゆる「みどり」  
に関する重要事項を審議  
する付属機関  
を設けることを示します。

## 第6章 雑則

### 27. 勧告（第29条）

市長は、この条例に違反した者に対して、必要な措置を命ずることができる。

### 28. 公表（第30条）

監督処分を受けたものが、正当な理由なく、従わないときには、氏名や名称及び住所並びに原因を公表することができる。

※ 想定される原因 とは、

- ・ 保存樹木等の保全義務を怠った場合
- ・ 緑化協議を行わなかった場合
- ・ 緑化協議済みの緑化を実施しない場合 など

### 29. 委任（第31条）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 30. 施行日

この条例は、公布の日から施行します。

（目標：平成27年4月1日施行）

第6章では  
こんなことが書いてあります。



この条例に違反する者に対しては、先ず、是正指導します。

それでも、改善が見られない場合は、氏名や名称などを一般に公表します！